



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 中 村 謙 一
(コード：8876 東証第一部)
問合せ先 専 務 取 締 役 門 田 康
(TEL 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定および同法第 156 条第 1 項に基づき、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、平成 27 年 3 月期は、12 期連続増配となる 1 株当たり 124 円の配当を予定しており、今後も継続的に株主の皆様への利益還元を図る所存であります。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は平成 27 年 4 月から始まる 4 年の中期経営計画「第二次オリンピック作戦」を策定し、平成 31 年 3 月期連結業績において、営業収益 2,700 億円、経常利益 200 億円を目標としております。あわせて業績向上に対する社員の意欲や士気を高めることを目的に、当社並びに当社の子会社の取締役および従業員に対して有償ストックオプションを発行し、グループ一丸となって目標達成に取り組むことを企図しております。また、引き続き、第二次オリンピック作戦においても、株主への利益還元や資本効率の向上をより一層進めていく所存です。

このような状況の下、平成 27 年 4 月上旬、当社の筆頭株主である 有限会社ササダ・ファンド(以下、「ササダ・ファンド」といいます。当社普通株式 3,900,000 株(本日現在)を保有しており、当社発行済株式総数 15,295,120 株に対する比率は 25.50%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率(以下「保有割合」といいます。))の計算において同じとします。))より、その保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。ササダ・ファンドは、当社の創業家の資産管理業務を行っている会社であり、また、当社の取締役会長である佐々田正徳が代表取締役を兼務しております。

これを受け、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性および市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、当社の 1 株当たり当期純利益(EPS)の向上や株主資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。

具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価

格」といいます。)の決定に際して、基準の明確性および客観性を重視し、かつ、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討内容を踏まえ、平成 27 年4月中旬に、ササダ・ファンドに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年5月 15 日の前営業日(平成 27 年5月 14 日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討および協議を行いました(具体的な条件については下記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。)。その結果、平成 27 年4月下旬に、ササダ・ファンドより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式 3,900,000 株(保有割合:25.50%)の一部である 400,000 株(保有割合:2.62%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。なお、平成 27 年4月下旬に、ササダ・ファンドより、保有する当社普通株式 3,900,000 株(保有割合:25.50%)を株式会社みずほ銀行に担保として提供しておりますが、そのうち 500,000 株(保有割合:3.27%)の担保権を平成 27 年5月 14 日に解除し、400,000 株(保有割合:2.62%)を本公開買付けに応募する旨の報告を受けております。

以上の検討および協議を経て、当社は、平成 27 年5月 15 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第1項の規定による当社定款の規定および同法第 156 条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、およびその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに取締役会決議日の前営業日(平成 27 年5月 14 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 9,820 円に対して、7.00%のディスカウントを行った価格である 9,133 円(小数点以下を四捨五入)とすること、加えて、本公開買付けにおいて、ササダ・ファンド以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、450,000 株(発行済株式総数に対する割合:2.94%)を買付予定数の上限とすることを決議いたしました。なお、当社取締役会長である佐々田正徳は、ササダ・ファンドの代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、本公開買付けに関する事前の協議、交渉には、ササダ・ファンドの立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議および決議には参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成 27 年5月 15 日に公表した平成 27 年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成 27 年3月末現在における連結ベースの手元流動性(現金および預金)は 11,001 百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性および安定性を維持できると判断いたしております。

なお、当社はササダ・ファンドより、本公開買付けに応募しない当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買付けられた場合は、3,500,000 株(保有割合:22.88%))については、今後も継続して保有する見込みである旨の回答を得ております。

また、本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、将来の使途(新株予約権の行使に基づく交付、M&A等の資本戦略への備えを含みますが、これらに限りません。)に応じて決定させていただく予定ですが、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(平成 27 年5月 15 日開示)

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	450,100 株(上限)	4,110,763,300 円(上限)

(注1) 発行済株式総数 15,295,120 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 2.94%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成 27 年5月 18 日(月曜日)から平成 27 年7月 31 日(金曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成 27 年 5 月 15 日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	平成 27 年 5 月 18 日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成 27 年 5 月 18 日(月曜日)
④ 買付け等の期間	平成 27 年 5 月 18 日(月曜日)から 平成 27 年 6 月 12 日(金曜日)まで(20 営業日)

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金 9,133 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性および客観性を重視し、市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動しうるものであることから、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 5 月 15 日の前営業日(平成 27 年 5 月 14 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 9,820 円に加えて、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 10,291 円(小数点以下を四捨五入)、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 10,320 円(小数点以下を四捨五入)を参考にしました。

また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出をできるだけ抑えられるように、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にいたしました。

当社における検討内容を踏まえ、平成 27 年 4 月中旬に、ササダ・ファンドに対して、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 5 月 15 日の前営業日(平成 27 年 5 月 14 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付を実施した場合の応募について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。これを受けて当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、平成 27 年 4 月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成 27 年 5 月 14 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 7.00%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨をササダ・ファンドに提案し、協議いたしました。その結果、平成 27 年 4 月下旬に、ササダ・ファンドより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式 3,900,000 株(保有割合:25.50%)の一部である 400,000 株(保有割合:2.62%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討および協議を経て、当社は平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けに係る当社取締役会決議日の前営業日(平成 27 年 5 月 14 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から 7.00%ディスカウントした 9,133 円(小数点以下を四捨五入)とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 9,133 円は、本公開買付の実施を決議した取締役会の開催日である平成 27 年 5 月 15 日の前営業日(同年 5 月 14 日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 10,291 円(小数点以下を四捨五入)から 11.25%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 10,320 円(小数点以下を四捨五入)から 11.50%(小数点以下第三位を四捨五入)ディスカウントした金額となります。

また、平成 27 年 2 月 12 日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)にて実施した自己株式取得では取得価格を1株につき 8,730 円(取得日の前営業日の終値)としております。一方、

東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の本日の前営業日(平成27年5月14日)までの終値ベースでの価格の推移については、平成27年3月12日以降は9,560円以上の価格帯で継続して推移しており、上記のToSTNeT-3による自己株式の取得の実施時期における当社株式の株価水準より高い水準で推移しております。自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)における取得価格(1株につき8,730円)は取引日の前営業日の終値を取得価格としたものであるのに対し、本公開買付価格(1株当たり9,133円)は、上記のとおり、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年5月15日の前営業日(平成27年5月14日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対してディスカウントを行っているため、403円の差異が生じております。

② 算定の経緯

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と事業環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。当該方針に基づき、平成27年3月期は、12期連続増配となる1株当たり124円の配当を予定しており、今後も継続的に株主の皆様への利益還元を図る所存であります。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社は平成27年4月から始まる4ヵ年の中期経営計画「第二次オリンピック作戦」を策定し、平成31年3月期連結業績において、営業収益2,700億円、経常利益200億円を目標としております。あわせて業績向上に対する社員の意欲や士気を高めることを目的に、当社並びに当社の子会社の取締役および従業員に対して有償ストックオプションを発行し、グループ一丸となって目標達成に取り組むことを企図しております。また、引続き、第二次オリンピック作戦においても、株主への利益還元や資本効率の向上をより一層進めていく所存です。

このような状況の下、平成27年4月上旬、当社の筆頭株主であるササダ・ファンドより、その保有する当社株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

これを受け、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社株式の流動性および市場価格に与える影響並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や株主資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。

具体的な自己株式の取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の決定に際して、基準の明確性および客観性を重視し、かつ、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

上記の検討内容を踏まえ、平成27年4月中旬に、当社はササダ・ファンドに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年5月15日の前営業日(平成27年5月14日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値から一定のディスカウントをした価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて当社は、当社の財務状況および過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場価格に対するディスカウント率等を踏まえ、本公開買付価格について検討を行いました。当社は、平成27年4月下旬に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成27年5月14日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して7.0%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とする旨をササダ・ファンドに提案し、協議いたしました。その結果、平成27年4月下旬に、ササダ・ファンドより、上記条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、その保有する当社普通株式3,900,000株(保有割合:25.50%)の一部である400,000株(保有割合:2.62%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討および協議を経て、当社は平成27年5月15日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けに係る当社取締役会決議日の前営業日(平成27年5月14日)の東京証券取引所市

場第一部における当社普通株式の終値 9,820 円から 7.00%ディスカウントした 9,133 円(小数点以下を四捨五入)とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	450,000(株)	—(株)	450,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(450,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(450,000 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 2.94% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金 4,132,850,000 円

(注) 買付代金(4,109,850,000 円)、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成27年7月8日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式

の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に 15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付け期間の末日までに公開買付け代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る本公開買付け届出書又は関連する買付け書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、平成 27 年 4 月下旬に、ササダ・ファンドより、保有する当社普通株式 3,900,000 株(保有割合: 25.50%)を株式会社みずほ銀行に担保として提供しておりますが、そのうち 500,000 株(保有割合: 3.27%)の担保権を平成 27 年 5 月 14 日に解除し、400,000 株(保有割合: 2.62%)を本公開買付けに応募する旨の報告、本公開買付けに応募しない 3,500,000 株(保有割合: 22.88%)については本公開買付け終了後においても継続保有する旨の回答を得ております。

③ 当社は、平成 27 年 5 月 15 日付の「有償ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」にて公表のとおり、平成 27 年 6 月 11 日を割当日として、当社並びに当社の子会社の取締役および従業員に対して、新株予約権 3,000 個(新株予約権 1 個当たりの付与株式数は 100 株)を割り当てる予定です。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

④ 当社は、平成 27 年 5 月 15 日付で「平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法

第 193 条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 27 年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 平成 26 年4月1日 至 平成 27 年3月 31 日)

(イ) 損益の状況

決算年月	平成 27 年3月期(第 48 期)
営業収益	160,050 百万円
売上原価	137,313 百万円
販売費及び一般管理費	13,990 百万円
営業外収益	1,218 百万円
営業外費用	101 百万円
当期純利益	6,085 百万円

(ロ) 1株当たりの状況

決算年月	平成 27 年3月期(第 48 期)
1株当たり当期純利益	413.15 円
1株当たり配当額	124.00 円
1株当たり純資産額	2,105.40 円

- ⑤ 当社は株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして捉え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。当期の業績が前回予想を上回ったことから、この方針に基づき、平成 27 年3月期の期末配当につきましては、前回の配当予想に1株当たり1円増額し、1株当たり 124 円とすることを決議いたしました。詳細につきましては、平成 27 年5月 15 日付公表の「剰余金の配当に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 平成 27 年4月 30 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 14,967,029 株

自己株式数 328,091 株

※ ただし、従業員持株会支援信託 ESOP が保有している 268,600 株および株式給付信託 J-ESOP が保有している 2,343 株は自己株式から除いています。

以 上